

後期高齢者窓口負担割合について

北海道後期高齢者医療広域連合

1 窓口負担割合見直しの概要

- 令和3年6月11日に「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法の一部を改正する法律」が公布され、政令により令和4年10月1日から施行されることとなった。
- 令和4年9月30日までは、後期高齢者医療制度における窓口負担割合は、「1割」又は「3割」であったが、10月1日から新たに「2割」が設けられた。
- 2割負担の対象となる方は、以下の①と②の両方の条件を満たす被保険者。

- | |
|--|
| ① 課税世帯であって、世帯内に課税所得が28万円以上の被保険者がいる |
| ② 世帯に被保険者が1名の場合は、「年金収入＋その他合計所得金額」が200万円以上 世帯に被保険者が複数の場合は、「年金収入＋その他合計所得金額」が320万円以上 |

- 当広域連合では、約153,000人（被保険者全体の約18%）が窓口負担割合2割に該当した。（令和4年8月実績）

2 被保険者証の交付について

- 例年は7月中に被保険者証を一斉更新しているが、令和4年度については、全国一律で2回更新を行った。

| | 送付時期 | 被保険者証の有効期間 | 被保険者証の色 |
|---|------|--------------------|---------|
| 1 | 7月中 | 令和4年7月1日～令和4年9月30日 | 黄色 |
| 2 | 9月中 | 令和4年9月1日～令和5年7月31日 | 橙色 |

3 配慮措置及び高額療養費の事前申請について

- 窓口負担割合の見直しに当たっては、必要な医療の受診が抑制されることのないよう、外来の月々の負担増加額が最大でも3,000円に納まるような配慮措置が定められ、令和7年9月受診分までの3年間適用される。
- この配慮措置に伴う支給は、高額療養費を支給する仕組みを活用する。

- ・ そのため、2割負担の対象となる方のうち、高額療養費の初回申請を行っていない方（口座登録がない方。送付対象者：約66,000人）に対して、令和4年10月上旬に高額療養費の支給申請書等を郵送した（事前申請）。

4 周知広報について

【国】

- ・ 国におけるコールセンターの設置。（令和4年1月4日～設置中）
- ・ 令和4年8月第4週に「新聞突き出し広告」を実施。
- ・ 政府インターネットテレビお役立ち情報等の掲載。

【広域連合、市町村】

- ・ 広域連合、市町村のホームページにおける窓口負担割合見直しの掲載。
- ・ 市町村広報誌への記事の掲載。
- ・ 国が作成した窓口負担割合の見直しに関するポスター等を医療機関等に配布。
（市区町村には国から直接送付）
- ・ 令和4年7月に道内新聞5紙への新聞折り込みを実施。
- ・ 被保険者証発送及び高額療養費事前勧奨通知発送時に合わせて、広域連合においてコールセンターを設置。（設置終期：令和4年11月30日）
- ・ 被保険者証発送時において、リーフレットを同封。